

徳島県商工労働観光関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月十八日

徳島県知事
飯泉嘉門

徳島県条例第十三号

徳島県商工労働観光関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県商工労働観光関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。
別表第一の五の項中「二千百円」を「二千七百円」に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。